

職 業 安 定 局 関 係

職業安定局所管の分科会等における審議状況

(平成 26 年 3 月 19 日以降)

○ 雇用保険制度の検討【別紙 1】

第 186 回通常国会において成立した「雇用保険法の一部を改正する法律」を受けて、3 月 28 日に中長期的なキャリア形成支援措置の詳細等を内容とする「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」が、厚生労働大臣より諮問された。

同日に開催された第 99 回雇用保険部会において、「妥当」との結論に至り、同日の第 99 回職業安定分科会においても同様の結論に至り、答申がなされた。

これに基づき、省令については、改正法とともに 4 月 1 日に一部が施行された。

○ 求職者支援制度の検討【別紙 2】

平成 25 年 12 月 26 日に取りまとめられた「雇用保険部会報告」を受けて、3 月 28 日に職業訓練受講給付金の支給要件の改正等を内容とする「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」が、厚生労働大臣より諮問された。

第 99 回雇用保険部会において、「妥当」との結論に至り、第 99 回職業安定分科会においても同様の結論に至り、答申がなされた。

これに基づき、省令については、4 月 1 日及び 7 月 1 日に施行された。

○ 障害者雇用対策の検討【別紙 3】

第 180 回通常国会において成立した「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」を受けて、7 月 4 日に除外率設定業種に幼保連携型認定こども園を設定すること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」が、厚生労働大臣より諮問された。

同日に開催された第 62 回障害者雇用分科会において、「妥当」との結論に至り、答申がなされた。

これに基づき、省令については、改正法とともに平成 27 年 4 月 1 日に施行さ

れる予定である。

○ 2013年度の年度評価及び2014年度の目標設定【別紙4】

2013年度の評価及び2014年度の目標等について、職業安定分科会及び障害者雇用分科会において審議を行っている。今後はご意見を踏まえて内容が確定し次第、公表する。

○ その他

ハローワークの求職情報の提供について、第99回職業安定分科会で了承を得たうえで「ハローワークの求職情報の提供に関する検討会」を立ち上げた。

検討会の結果を踏まえ、6月18日に開催された第100回職業安定分科会において、情報提供の仕組み等について報告し、了承を得た。

各種助成金の見直しを内容とする「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、第99回職業安定分科会において「おおむね妥当」との結論に至り、答申がなされた。

これに基づき、省令については、4月1日より施行された。

【参考】 分科会等開催実績

- ・ 職業安定分科会 3/28、6/18、7/16～（持ち回り開催）
- ・ 職業安定分科会雇用保険部会 3/28
- ・ 職業安定分科会労働力需給制度部会 3/26、4/25、5/22、6/26、7/25、8/25
- ・ 障害者雇用分科会 7/4

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案の概要

(別紙1)

1. 教育訓練給付金の拡充及び教育訓練支援給付金の創設【平成26年10月1日施行】(諮問要綱 第2・第3関係)

(1) 中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)に係る教育訓練給付金について

- ・ 支給要件期間：10年以上(訓練開始日前に教育訓練給付金を受給したことがない者は2年以上)
- ・ 支給制限期間：訓練開始日前10年内に教育訓練給付金を受給した場合は支給しない。(一般教育訓練の場合は3年内)
- ・ 給付割合・給付上限額

ア 専門実践教育訓練を受けている者及び修了した者の給付割合は100分の40、給付上限額は96万円(支給単位期間(訓練開始日から6箇月ごとに区分した1の期間)が連続して2あるごとに32万円)

イ 専門実践教育訓練に係る資格の取得等をし、かつ、一般被保険者として雇用された^(※)又は雇用されている者の給付割合は100分の60、給付上限額は144万円(支給単位期間が連続して2あるごとに48万円)

※ 教育訓練修了日の翌日から起算して1年以内に一般被保険者として雇用された者に限る。

※ 給付の申請に当たり、キャリア・コンサルティングを受けた旨が分かる書類を添付することとする。

(2) 教育訓練支援給付金について

・ 45歳未満の離職者(訓練開始日が直前の一般被保険者でなくなった日から1年以内にある者)であり、かつ、次の全てに該当する者が初めて教育訓練給付金を受けられる場合において支給する。

ア 教育訓練支援給付金の支給を受けたことがない者

イ 専門実践教育訓練の修了が見込まれない等の者を除く

・ 1支給単位期間(教育訓練開始日又は受給資格決定日から2箇月ごとに区分した1の期間)について、基本手当の日額の100分の50に支給単位期間の失業の認定を受けた日数を乗じて得た額を給付する。

2. 就業促進手当(再就職手当)の充実(就業促進定着手当)【平成26年4月1日施行】(諮問要綱 第1関係)

早期再就職した雇用保険受給者(再就職手当を受けける者)が、離職前賃金と比べて再就職後賃金が下回った場合には、6月間職場に定着することを条件に、基本手当の日額の40%相当額を上限として、離職前賃金から再就職後賃金を減じて得た額に6月の雇用期間のうち賃金の支払の基礎となった日数を乗じて得た額を一時金として給付する。

3. その他【平成26年4月1日(2)(3)公布の日、(4)①7月1日、②10月1日】施行(諮問要綱 第4関係)

- (1) 特定受給資格者の基準における時間外労働等やむを得ないと考えられる離職理由の取扱いについて、所要の見直しを行う。
- (2) 解雇、雇止め等による離職者の所定給付日数を60日間延長する個別延長給付について、要件厳格化の上で延長する。
- (3) 常用就職支度手当について、平成29年3月31日まで延長する。(3年間の延長)
- (4) ①: 管轄公共職業安定所の取扱い、②: 育児休業期間中の就業の取扱い、に関し緩和措置を講じる。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要 (別紙2)

1. 認定基準及び認定職業訓練実施奨励金の支給要件の改正 (平成26年4月1日施行) (諮問要綱 第1 第2 関係) 職業能力開発分科会で議論

(1) 認定基準の改正について

① 過去に行った認定職業訓練の就職率実績に関する基準

- ・ 就職率の算定対象 : 雇用保険の被保険者となった者及び適回事業の事業主となった者を対象とすることとする。
- ・ 対象区域 : 認定申請する訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内で行ったものとすることとする。
- ・ 就職率の水準 : 過去3年間で2回以上下回ると不認定となる水準に一本化する(基礎コース30%、実践コース35%)。

② 欠格事由

- ・ 重大な不正行為の場合のみを永年の欠格とし、重大な不正行為でない場合は5年間の欠格とすることとする。
- ・ 組織的な関与が認められない不正行為及び不正行為以外の場合による欠格は、同一の都道府県の範囲に限ることとする。

(2) 認定職業訓練実施奨励金の支給要件等の改正について

- ・ 基本奨励金について、訓練実施日の一部を欠席した場合に、その日の2分の1以上に相当する部分を受講した日については、2分の1日を受講したものととして出席日数の算定に加え(出席日数に1日未満の端数がある場合には切り捨てた上で)出席率を算定することとする。
- ・ 基本奨励金について、3か月単位又は訓練の全ての期間において出席率が80%未満の受講者でも、1か月単位で80%以上の期間がある場合は、その期間については支給対象とすることとする。
- ・ 付加奨励金について、雇用保険が適用される就職率が35%以上60%未満(従前:40%以上55%未満)の場合に1人につき1万円、60%以上(従前:55%以上)の場合に1人につき2万円をそれぞれ支給することとする。
- ・ 重大な不正行為の場合のみを永年の不支給とし、重大な不正行為でない場合は5年間の不支給とすることとする。
- ・ 組織的な関与が認められない不正行為の場合による不支給は、同一の都道府県の範囲に限ることとする。

2. 職業訓練受講給付金(職業訓練受講手当)の支給要件の改正 (平成26年4月1日施行) (諮問要綱 第3 関係) 職業安定分科会及び雇用保険部会で議論

- ・ やむを得ない理由により訓練実施日の一部を欠席した場合に、その日の2分の1以上に相当する部分を受講した日については、2分の1日を受講したものととして出席日数の算定に加え(出席日数に1日未満の端数がある場合には切り捨てた上で)出席率を算定することとする。
- ・ 過去三年以内に偽りその他不正の行為により、失業等給付などの支給を受けたことがないこととしている要件について、職業訓練を受けることを容易にするための給付金であって厚生労働省職業安定局長が定めるものを追加する。

3. その他 (平成26年7月1日施行) (諮問要綱 第4 関係) 職業安定分科会及び雇用保険部会で議論

管轄公共職業安定所の取扱いに関し緩和措置を講じる。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要 ～幼保連携型認定こども園に係る除外率の取扱いについて～

1. 趣旨

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)により、学校(幼稚園)と児童福祉施設(保育所)の両方の業務を一体的に行う「幼保連携型認定こども園」が、同法に基づく単一の認可を受ける施設として位置付けられるとともに、日本標準産業分類上も、「学校教育」(中分類)の中に「幼保連携型認定こども園」(小分類)として明確に位置付けられる。
- 除外率制度においては、原則として日本標準産業分類の業種区分に基づき除外率設定業種を定めていることから、日本標準産業分類上「幼保連携型認定こども園」が明確に位置付けられることを踏まえ、除外率設定業種としての位置付けを整理する必要がある。

2. 見直しの内容

- 日本標準産業分類の業種区分を踏まえ、「幼保連携型認定こども園」を除外率設定業種として明確にする。
- その際、日本標準産業分類上、「幼保連携型認定こども園」(小分類)は、「幼稚園」(小分類)と同様に「学校教育」(中分類)の中に位置付けられることから、幼稚園と同じ「60%」の除外率を適用する。
(参考) 現行の認定こども園における実際の除外労働者の割合は79.2%であり、幼稚園における割合(80.8%)と同水準である。

3. 施行期日

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成27年4月1日予定)

2013年度 職業安定分科会における年度目標の評価について(案)

2013年度の目標として職業安定分科会において設定した年度目標について、当該分科会が実施した評価の結果は、概ね以下のとおりである。

1. ハローワークにおける職業紹介等

○ 就職率について

2013年度の就職率は30.6%であり、目標の30.0%を上回った。

雇用失業情勢が全般的に改善傾向にある中で、個々の求職者の状況等に応じたきめ細かな就職支援に取り組んだほか、ハローワークと訓練機関の連携による就職支援や公的職業訓練の修了者に対する担当者制の就職支援などを実施した結果、就職率は目標を上回る実績となった。また、効果的な就職支援を実施するため、求職票・求人票の完全記入などのハローワークの基本業務の徹底を図ったことも成果に寄与したと考えられる。

○ 求人充足率について

2013年度の実績は22.2%であり、目標の24.5%を下回った。

雇用失業情勢が全般的に改善傾向にある中で、新規求人数が増加し、新規求職者数が減少した影響により、求人充足率が低下することとなり、目標を下回った。そのため、未充足求人に対するフォローアップ等求人者サービスの一層の強化に取り組んでいく必要がある。

○ 正社員求人数について

2013年度の正社員求人数は3,963,371人であり、目標の3,873,533人を上回った。

雇用失業情勢が全般的に改善傾向にある中で、求人開拓について、求人の量的確保から正社員求人の確保を含む求人充足を意識した求人の「質」の確保へと重点の転換を図った結果、目標を上回る実績となった。

○ 雇用保険受給者の早期再就職割合について

2013年度の雇用保険受給者の早期再就職割合は31.2%であり、目標の28.0%を上回った。

雇用失業情勢が全般的に改善傾向にある中で、就職支援プログラムを始めた雇用保険受給者に対するきめ細かな就職支援等に取り組んだ結果、早期再就職が促進されたため、目標を上回る実績となった。

- マザーズハローワーク事業（重点支援対象者数、就職率）について
雇用失業情勢が全般的に改善傾向にある中で、積極的かつきめ細かい就職支援に取り組んだ結果、2013年度の重点支援対象者数の実績は62,720人であり、目標（58,000人以上）を上回った。また、重点支援対象者の就職率の実績は87.0%であり、目標（87%以上）を達成した。

- 就職支援プログラム事業（開始件数、就職率）について
2013年度の開始件数の実績は約13.5万件であり、目標の12.8万件を上回った。また、就職率の実績は82.2%であり目標の78.0%以上を上回った。
雇用失業情勢が全般的に改善傾向にある中で、就職支援ナビゲーターによるきめ細かな支援を実施した結果、開始件数及び就職率ともに目標を上回る実績となった。

- 求職者支援制度による職業訓練（基礎コース終了3か月後の就職率、実践コース終了3か月後の就職率）について
雇用失業情勢が全般的に改善傾向にある中で、2013年度の基礎コース終了3か月後の就職率の実績は82.4%（暫定値）となり、目標の60%以上を上回った。また、実践コース終了3か月後の就職率の実績は83.2%（暫定値）であり、目標の70%以上を上回った。
なお、2013年12月にとりまとめた職業安定分科会雇用保険部会報告及び職業能力開発分科会報告に基づき、2014年度から、より安定した就職を目指すことを支援するため、雇用保険が適用される就職を対象とした就職率に把握方法を見直す必要がある。

ハローワークにおける職業紹介等の目標については、求人充足率については目標を下回る実績となったが、それ以外は全て達成したところである。

このため、引き続き、求職者へのきめ細かな就職支援を行うとともに、求人充足を図るための積極的・能動的マッチングの推進など求人者サービスの充実にむけた取組みを行っていく等、求人充足率を含めた目標の達成を目指した取組を進めるべきである。

2. 失業なき労働移動の促進

- 労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）の対象となった者のうち早期再就職を果たした者の割合について
2013年度において61%となり、2013年度の目標（61%）を達成した。こ

の実績の背景には、雇用失業情勢が全般的に改善傾向にあったことにより早期再就職が促進された一方で、早期再就職が困難な異業種への労働移動の構成比が増加したという両面の要因があるものと考えられる。

○ 産業雇用安定センターによる出向・移籍の成立率について

産業雇用安定センターにおいては、雇用失業情勢が全般的に改善傾向にある中で、2013年度において、企業情報の収集等に積極的に取り組むとともに、出向等支援協力員によるアドバイスやカウンセリングをきめ細かく行ったことなどから、送出情報（求職者数に相当）は前年度比で18.9%ポイント減少しているにもかかわらず、成立件数（就職件数に相当）は概ね前年度の水準を維持した。この結果、出向・移籍のあっせん成立率は65.8%と、対前年度比で8.9%ポイント上回る実績となった。

失業なき労働移動の促進の目標については、全て達成している。

労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）については、2014年3月より拡充を行っており、この活用促進を図ることにより対象者の早期再就職実現に努めるべきである。

また、今般の本助成金の拡充による影響について、支援対象者の再就職先での雇用形態等についても調査・分析を行い、労働者の安定的な雇用に結びついているかを検証していくべきである。

また、産業雇用安定センターについては、引き続き、企業情報の収集等に積極的に取り組むとともに、キャリア・コンサルティング機能を強化して、個々の労働者の出向・移籍に当たっての課題把握等を行うことにより支援を行い、より一層スムーズな出向・移籍の実現を図るべきである。

3. 若者の就労促進

○ ハローワークの職業紹介により、正規雇用に関わったフリーター等の数について

2013年度実績は約30.1万人であり、目標の29.9万人を上回った。雇用失業情勢が全般的に改善傾向にある中で、「わかものハローワーク」等の支援拠点を中心としてきめ細かな個別支援により目標を達成した。

○ 学卒ジョブサポーターによる支援（正社員就職者数、開拓求人数）について

2013年度の正社員就職者数の実績は約20.0万人（大卒等約13.9万人、高卒等約6.1万人）であり、目標の17.6万人（大卒等12.6万人、高卒等5.0万

人以上)を上回った。また、開拓求人数の実績は約23.5万人であり、目標の18.6万人を上回った。

正社員就職者数については、雇用失業情勢が全般的に改善傾向にある中で、年度前半において2013年春の未就職卒業者に対する集中支援を行うとともに、年度後半においては卒業年次の学生に対しても、「未内定就活生への集中支援2014」を実施する等、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、目標を達成した。

開拓求人数については、雇用失業情勢が全般的に改善傾向にある中で、地域の関係機関と連携を図り、年度当初より積極的に求人開拓・要請を行い、特に新規高校卒業予定者を対象とした求人提出が見込まれる事業所に対しては、6月20日の求人受付開始後出来る限り早期に提出するよう働きかけを行った結果、目標を上回った。

○ 新卒応援ハローワーク（利用者数、正社員就職者数）

2013年度の利用者数の実績は、のべ約70.0万人であり、目標の67.1万人を上回った。また、正社員就職者数の実績は約10.0万人であり、目標の8.8万人を上回った。

利用者数については、雇用失業情勢が全般的に改善傾向にある中で、大学等との連携を強化し、出張相談や大学等からの勧奨による来所により、目標を達成した。

正社員就職者数については、雇用失業情勢が全般的に改善傾向にある中で、年度前半において2013年春の未就職卒業者に対する集中支援を行うとともに、年度後半においては卒業年次の学生に対しても「未内定就活生への集中支援2014」を実施する等、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、目標を達成した。（再掲）

若者の就労促進の目標については全て達成し、各種の取組により一定の成果が見られたところであるが、引き続き学卒者・若年者の就職支援に全力で取り組む必要がある。

このため、わかものハローワーク等の支援拠点を活用し、個別支援を徹底するとともに、トライアル雇用等の各種支援策の活用や、ジョブカフェ・地域若者サポートステーション等関係機関との連携を実施することにより、フリーター等の正規雇用化に取り組むべきである。

また、学卒者等についても、新卒応援ハローワーク等において、ジョブサポーターによる個別支援を徹底するとともに、学校や関係省庁とも連携を図り、就職支援に取り組んでいくべきである。

4. 高齢者の就労促進

○ 高年齢者総合相談窓口での担当者制による就職率について

雇用失業情勢が全般的に改善傾向にある中で、全国の主要な公共職業安定所に高年齢者総合相談窓口を開設し、担当者制による職業相談・職業紹介や高齢求職者等に対して支援チームによる職業生活の再設計に係る就労支援等を総合的に実施した結果、就職率は50.9%となっており、目標の35.0%を15.9ポイント上回る達成状況となっている。

○ シルバー人材センターにおける契約受注件数について

雇用失業情勢が全般的に改善傾向にある中で、シルバー人材センター事業機能強化推進事業において、就業先の開拓等を積極的に行ったことにより、受注件数が360万件を超え、前年度実績を上回ることができた。

高齢者の就労促進の目標については全て達成した。

高年齢者総合相談窓口での取組については、目標を上回る成果があげられたが、今後はより就職困難性が高い高年齢求職者を重点的に支援することも重要であり、これまでの担当者制による支援からチーム支援の実施へと支援のあり方を見直し、引き続き就労支援に積極的に取り組む必要がある。

シルバー人材センターについては、2014年には団塊の世代全てが65歳以上になり、その多くが労働市場から退出することが見込まれるため、地域における活躍の場を創出すべく、引き続き就業機会の拡大・職域の拡大・会員の拡大のための取組に対する支援を行っていく必要がある。

職業安定分科会にて検証すべき2014年度の年度目標

番号	年度目標項目	2013年度の年度目標	2013年度実績	2014年度の年度目標	データの出所
1	ハローワーク求職者の就職率(※1)	30.0%以上	30.6%	32.0%以上	職業安定業務統計
2	求人充足率(※2)	24.5%以上	22.2%	22.0%以上	職業安定業務統計
3	正社員求人数	対前年度比 4%(3,873,533人)以上増	3,963,371人	対前年度比 4%(4,121,906人)以上増	職業安定業務統計
4	マザーズハローワーク事業	重点支援対象者数58,000人以上 就職率87%以上	62,720人 87.0%	重点支援対象者数70,000人以上 就職率87.5%以上	マザーズハローワーク事業 業務報告
5	雇用保険受給者の早期再就職割合(※3)	28.0%以上	31.2%	30.0%以上	職業安定業務統計
6	就職支援プログラム事業	開始件数128,000件以上 就職率78.0%以上	135,277件 82.2%	開始者数105,000件以上 就職率80.0%以上	就職支援プログラム事業 業務報告
7	労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)による再就職者に係る早期再就職割合(※4)	61%以上	61%	65%以上	労働移動支援助成金 (再就職支援奨励金) 支給決定等状況報告
8	産業雇用安定センターによる出向・移籍の成立率	出向・移籍の成立率49%以上	出向・移籍の成立率66%	出向・移籍の成立率60%以上	公益財団法人産業雇用安定センター 調べ
9	ハローワークの職業紹介により正規雇用結びついたフリーター等の数	299,000人以上	301,411人	302,000人以上	職業安定業務統計
10	学卒ジョブサポーターによる支援	正社員就職者数合計176,000人以上 (正社員就職者数大卒等126,000人を目安) (正社員就職者数高卒等50,000人を目安) 開拓求人数186,000人以上	正社員就職者数合計200,386人 (正社員就職者数大卒等138,967人 (正社員就職者数高卒等61,419人 開拓求人数234,687人	正社員就職者数合計183,000人以上 (正社員就職者数大卒等130,000人を目安) (正社員就職者数高卒等53,000人を目安)	新規学卒者等に対する 就職支援業務報告

番号	年度目標項目	2013年度の年度目標	2013年度実績	2014年度の年度目標	データの出所
11	新卒応援ハローワーク	利用者数(出張相談等含む)のべ671,000人以上 正社員就職者数88,000人以上	利用者数(出張相談等含む)のべ699,864人 正社員就職者数99,942人	正社員就職者数98,000人以上	新規学卒者等に対する就職支援業務報告
12	求職者支援制度による職業訓練の就職率(※5)	基礎コース60%以上 実践コース70%以上	基礎コース82.4% 実践コース83.2% (暫定値)	基礎コース55% 実践コース60%	求職者支援訓練に係る実施状況報告
13	高齢者総合相談窓口でのチーム支援による就職率(※6)	35%	50.9%	51%以上	高齢者就労総合支援事業実施報告書
14	シルバー人材センターにおける契約受注件数	前年度契約件数実績以上 (3,543,941件以上)	3,600,721件	前年度契約件数実績以上	シルバー人材センター事業統計年報

※1 就職件数/新規求職者数(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているものに限る。)

※2 充足数/新規求人数(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているものに限る)

※3 雇用保険受給者の早期再就職割合
早期再就職者数(注) / 受給資格決定件数

(注) 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合)。

※4 労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)は、従来、45歳以上については離職後5か月以内に再就職した者を支給対象とし、そのうち3か月以内に再就職した者の割合を「早期再就職割合」として目標指標としてきた。同助成金は2014年3月に支給要件が改正され、45歳以上については離職後9か月以内に再就職した者を支給対象とすることとなったが、2014年度目標指標については、過去の目標指標との継続性を確保する観点から、従来どおり、離職後5か月以内に再就職した者に占める3か月以内に再就職した者の割合を「早期再就職割合」として設定するものとする。(2015年度以降の目標指標については、新しい支給要件の下での実績を踏まえて改めて見直すものとする。)

※5 求職者支援制度による職業訓練の就職率

2012年度実績は、2012年度中に開講し、2013年1月末までに終了したコースの訓練終了3か月後の実績である。

就職率については、目標設定年度に開始した求職者支援訓練の修了者等(基礎コースは、次の訓練受講中の者及び受講が決定した者を除く。)に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合

・基礎コースの就職率 = 就職者数 ÷ (修了者数 - 次訓練受講中・次訓練受講決定者数)

・実践コースの就職率 = 就職者数 ÷ 修了者数

※6 2013年度の目標項目は「高齢者総合相談窓口での担当者制による就職率」となっている。

2013年度 障害者雇用分科会における年度目標の評価について(案)

2013年度の目標として障害者雇用分科会において設定した年度目標について、当該分科会が実施した評価の結果は、概ね以下のとおりである。

(障害者雇用分科会において設定された年度目標の動向)

○ ハローワークにおける障害者の就職件数について

[2013年度目標] 前年度(68,321件)以上

[2013年度実績] 77,883件

2013年度の実績は77,883件であり、前年度から9,562件増加となり目標を上回った。これは、障害者雇用に係る企業の理解が進んでいること、就職を希望する障害者が増加していることや、各種助成金の支給や雇用支援策の充実を図っていること、また、2013年4月から法定雇用率が引き上げられたことなどが理由と考えられる。特に、精神障害者については、2006年度から各企業における障害者の実雇用率に算入できるようになったこと及び2018年度から法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする改正障害者雇用促進法が2013年度に成立していることのほか、精神障害者の雇用に係る企業の理解が深まってきていること、各種助成措置、就職支援ナビゲーターや精神障害者雇用トータルサポーターの配置などにより、ハローワークにおいて積極的に雇用促進を図っていること、地域障害者職業センター等の支援機関による支援が充実してきたことなどが理由と考えられる。

○ 障害者の雇用率達成企業割合について

障害者の雇用率達成企業割合については、2014年6.1報告の結果が出た時点で改めて評価を行う。

なお、2012年度の目標においては、2013年4月からの法定雇用率の引上げに係る影響を踏まえて43%以上と設定し、中小企業に重点を置いた雇用率達成指導や就職面接会等の取組を実施したところ、2013年6.1報告で42.7%と目標に達しなかったもののほぼ同水準の実績となった。今後は、企業からの求人充足を的確に行うとともに、引き続き事業所に対する厳正な雇用率達成指導を実施していく。

○ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合について

[2013年度目標] 60%以上

[2013年度実績] 69.3%

2013年度の実績については69.3%であり、目標である60%以上を大幅に上回った。この理由としては、トータルサポーターに対し目標及びその進捗を意識した業務実施を指示するとともに、トータルサポーター間の支援ノウハウの共有を図る経験交流会の開催などを実施することにより、トータルサポーターの質の向上を図り、活動を促進したことなどが考えられる。

障害者の就労支援については概ね目標を上回っており、引き続き中小企業への支援の強化や障害特性・就労形態に応じた支援策の充実や職場定着に係る支援等により、着実に施策を実施していくことが重要である。

障害者雇用分科会で検証すべき2014年度の年度目標等

年度目標項目	2014年度の年度目標	2013年度の年度目標	2013年度実績	データの出所
就職件数	前年度以上 (77,883件)	前年度以上(68,321件)	77,883件	職業安定業務統計
障害者の雇用率 達成企業割合	前年度実績と比較して 1.5%pt以上上昇 (2015年6月1日現在)	前年度実績と比較して 1.5%pt以上上昇 (2014年6月1日現在)	42.7% (2013年6月1日現在)	障害者雇用状況報告
精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階(※1)へ移行した者の割合	前年度以上	60%以上	69.3%	精神障害者雇用トータルサポーター支援状況報告

※1 就職(トライアル雇用含む)、職業紹介、職場実習、職業訓練、職場適応訓練へのあっせん、面接訓練

